

事業 新聞配達

主任 安藤五六

使用配達人 男十名

三、労働者側

争議参加者 男八名

労働組合関係 ナシ

應援労働組合 関東總合労働組合同盟

四、争議発生時

昭和五年五月六日

五、争議発生原因

本月六日主任方松文一ハ本社ヨリ退職ヲ命セラレ同日安藤五六  
新主任トシテ着任シタルニ配達人等ハ新主任ニヨリ解雇  
サル、モノト様断レタルニヨル

六、要求事項

相當、退店手當（金額ヲ明示セス）ヲ要求ス  
X. 經過

（1）労働者側

配達人十名中八名ハ五月六日午後二時出張所ヲ引揚ケ同區  
東大工町アパート室號館二八六 新谷松也雄方ニ集合協議  
ノ結果罷業ヲ決行スルコトニ決定シテ同日夕刊、配達ヲ為  
サス同所ニ宿泊シ翌七月八引續罷業シテ對策協議、結果水  
島秀夫ヲ代表者トシテ同區東大町八番地関東總合労働組合  
同盟ニ應援ヲ依頼スルフト、セリ

（2）事業主側

本報紙ニアリテハ五月六日ヘ夕刊、配達不能ナリシカ  
配達人ハ一方天復職セシメサル意図ニテ直チニ配達人ヲ募  
集レ翌七月朝刊ハ讀者二千名中、約半數ヲ配達之同日夕刊  
ハ全部、配達ヲ了スルニ至シリ